



環境省報道発表

令和8年2月27日（金）

令和6年度騒音規制法等施行状況調査の結果について

1. 環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の達成状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。
2. この度、都道府県等からの報告に基づき、令和6年度における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況、届出件数、措置の状況等について取りまとめましたので、お知らせします。

※ 調査により得られた自治体ごとのデータは、後日「令和6年度騒音規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/noise/index.html>

【添付資料】

- ・ 別添 騒音規制法等施行状況調査の詳細

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8299
室 長 鈴木 清彦
室長補佐 服部 麻友子
室長補佐 桑原 厚
係 長 新井 翔

■ 調査結果の概要

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和6年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村（前年度と同じ）でした。

令和6年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は287市区町村（前年度292市区町村）であり、全測定地点2,315地点（同2,297地点）のうち、90.3%（同90.0%）に当たる2,091地点（同2,067地点）で環境基準が達成されていました。

(2) 騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、令和6年度は19,886件（前年度19,890件）であり、前年度に比べて横ばいで4件（前年度比0.02%）減少しました。

苦情件数を発生源別にみると、建設作業が8,166件（全体の41.1%）と最も多く、次いで工場・事業場が4,723件（同23.8%）、営業が1,848件（同9.3%）の順でした。

(3) 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和6年度末時点で、全国の市区町村数の76.4%に当たる1,330市区町村（前年度と同じ）でした。

同法に基づき届出のあった規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和6年度末時点で、全国で208,559件（前年度212,455件）でした。

また、同法に基づき令和6年度に届出のあった規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、93,938件（前年度91,026件）でした。

(4) 騒音規制法に基づく措置の状況

令和6年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は430件（前年度490件）でした。

当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は208件（前年度239件）、報告の徴収は52件（同75件）、騒音の測定は95件（同96件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは40件（同43件）でした。

また、行政指導は221件（前年度266件）、同法に基づく改善勧告は0件（同0件）、改善命令は0件（同1件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は1,879件（前年度1,739件）でした。

当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は1,116件（前年度1,009件）、報告の徴収は243件（同260件）、騒音の測定は220件（同176件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは42件（同58件）でした。

また、行政指導は1,157件（前年度1,112件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件（同0件）でした。

以 上

騒音規制法等施行状況調査の詳細

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和6年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村（前年度と同じ）であった（表1）。

表1 環境基準の類型当てはめ状況（令和6年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
環境基準の類型当てはめ市区町村数	765	23	415	38	1,241
割合	96.6%	100%	55.9%	20.8%	71.3%

(2) 一般地域における環境基準の達成状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の達成状況について調査した（表2）。

① 環境騒音の測定実施状況

令和6年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は287市区町村（前年度292市区町村）で、環境基準の類型当てはめがなされている1,241市区町村の23.1%であった。

測定地点の総数は2,315地点（前年度2,297地点）であり、そのうち定点測定地点数は2,002地点（同2,075地点）で、全体の86.5%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の達成状況

環境基準の達成状況は、当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して行っている。

令和6年度は全測定地点2,315地点（前年度2,297地点）のうち90.3%（同90.0%）に当たる2,091地点（同2,067地点）で環境基準を達成していた。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域（住居系地域）では1,684地点（前年度1,682地点）のうち90.0%（同89.7%）に当たる1,515地点（同1,508地点）。

C類型地域（住居・商工業混在地域）では629地点（前年度613地点）のうち91.4%（同91.0%）に当たる575地点（同558地点）で達成していた。

表2 一般地域における環境基準の達成状況（令和6年度）

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	当該地域の騒音を代表すると思われる地点			
				AA	A及びB	C	計
287	測定地点数	2,315	2,002	2	1,684	629	2,315
	達成地点数	2,091	1,804	1	1,515	575	2,091
	達成率	90.3%	90.1%	50.0%	90.0%	91.4%	90.3%

- AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A : 専ら住居の用に供される地域
- B : 主として住居の用に供される地域
- C : 相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

注) この集計における環境基準の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「達成」とした。

③ 環境基準の達成状況の推移

平成12年度から令和6年度までの環境基準の達成状況の推移については図1のとおりとなった。令和6年度は前年度に比べて達成率は若干上昇した。

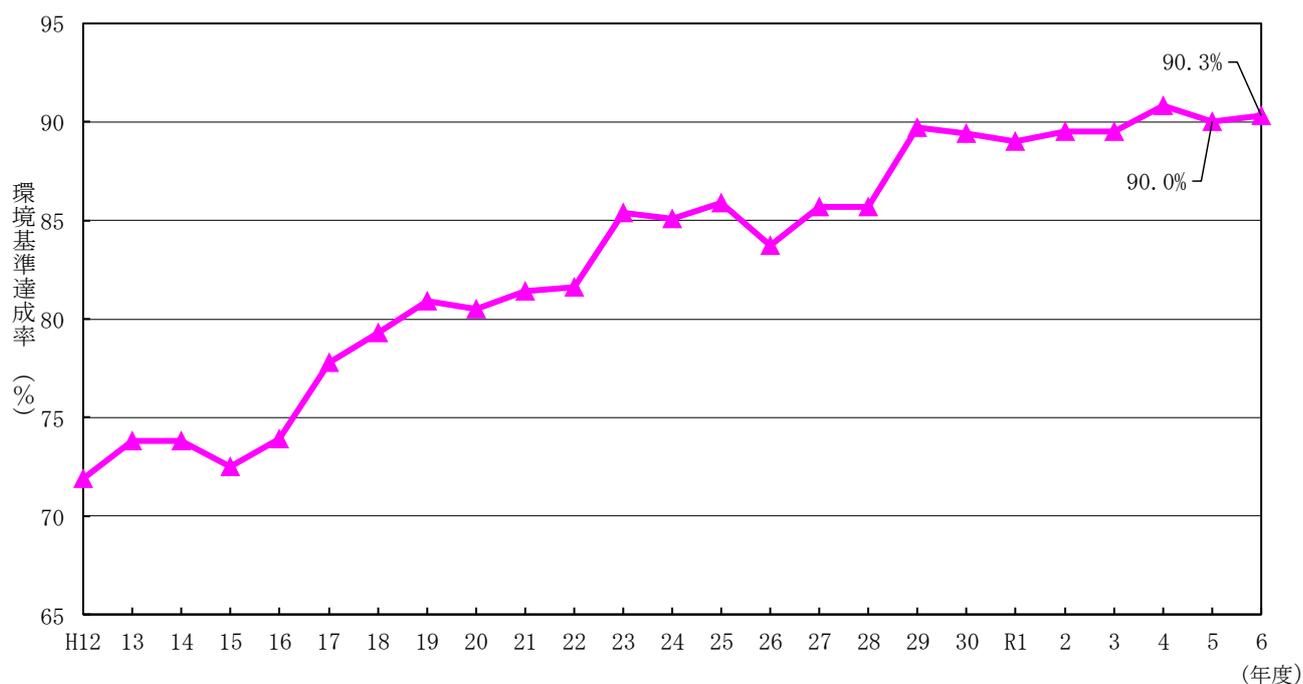


図1 一般地域における環境基準の達成状況の推移

Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和6年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は19,886件であった。これは、前年度(19,890件)と比べて横ばいで4件(前年度比0.02%)の減少となっていた(図2)。

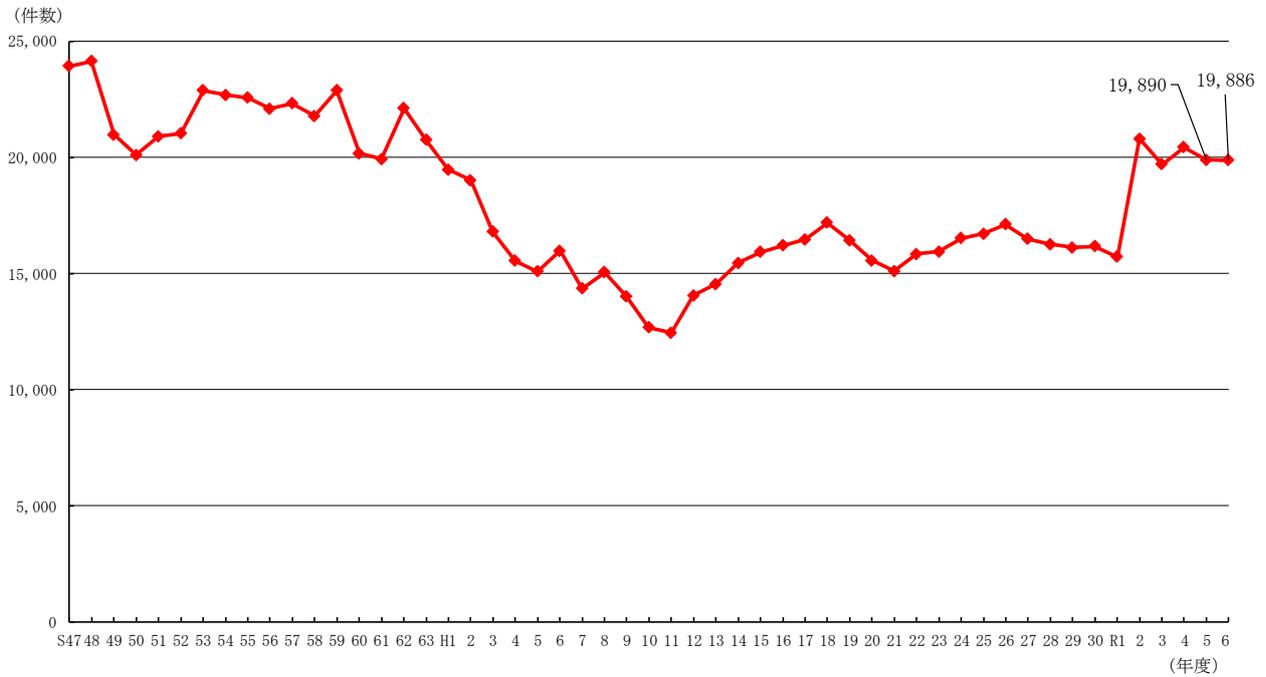


図2 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和6年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が8,166件（全体の41.1%）と最も多く、次いで工場・事業場4,723件（同23.8%）、営業1,848件（同9.3%）の順となっていた（図3、図4）。

また、前年度と比較し増加したものは、建設作業700件（前年度比9.4%）、アイドリング・空ふかし22件（同6.3%）、拡声機3件（同0.9%）であった。一方で減少したものは、工場・事業場392件（前年度比7.7%）、自動車76件（同16.3%）、航空機79件（同16.9%）、鉄道21件（同29.6%）、営業4件（同0.2%）、家庭生活155件（同11.5%）、再生可能エネルギー11件（同36.7%）であった。

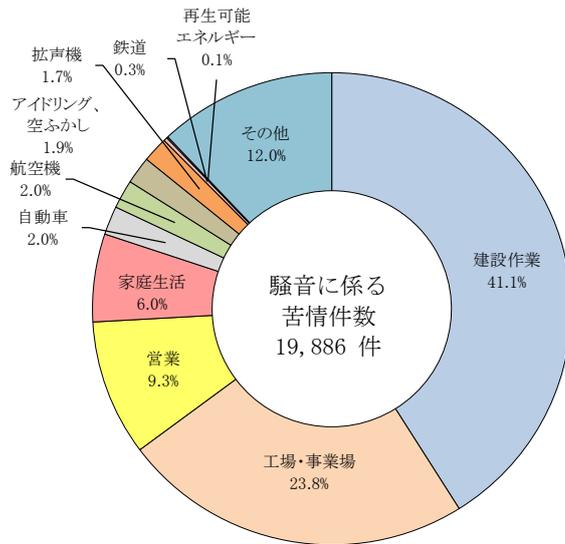


図3 苦情件数の発生源別内訳（令和6年度）

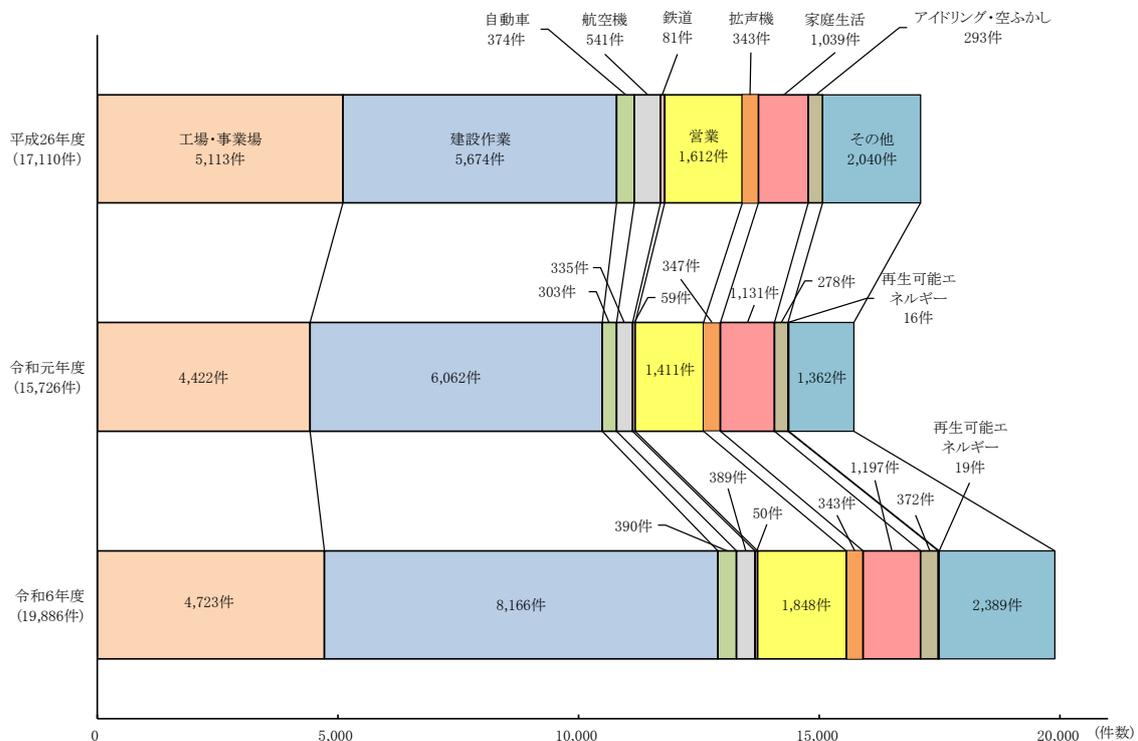


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和6年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,981件が最も多く、次いで大阪府が2,330件、愛知県が1,832件、神奈川県が1,517件、千葉県が1,377件であった。上位5都府県で総苦情件数の55.5%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった。(表3、表4)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中20府県で苦情が増加し、27都道府県で減少していた(表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和6年度)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
1 東京都	3,981	東京都	284
2 大阪府	2,330	大阪府	266
3 愛知県	1,832	愛知県	245
4 神奈川県	1,517	千葉県	218
5 千葉県	1,377	静岡県	166
全 国	19,886	全 国 平 均	160

注) 人口は令和7年1月1日現在の総務省統計局人口推計による。

表4 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況(令和6年度)

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和5年度	令和6年度	増減	増減率		令和5年度	令和6年度	増減	増減率
北海道	428	371	△57	△13.3%	滋賀県	172	157	△15	△8.7%
青森県	42	46	4	9.5%	京都府	369	364	△5	△1.4%
岩手県	58	60	2	3.4%	大阪府	2,114	2,330	216	10.2%
宮城県	282	256	△26	△9.2%	兵庫県	739	767	28	3.8%
秋田県	37	36	△1	△2.7%	奈良県	115	101	△14	△12.2%
山形県	67	66	△1	△1.5%	和歌山県	94	88	△6	△6.4%
福島県	137	130	△7	△5.1%	鳥取県	36	49	13	36.1%
茨城県	458	472	14	3.1%	島根県	36	38	2	5.6%
栃木県	213	210	△3	△1.4%	岡山県	166	151	△15	△9.0%
群馬県	214	191	△23	△10.7%	広島県	297	311	14	4.7%
埼玉県	1,100	1,103	3	0.3%	山口県	90	86	△4	△4.4%
千葉県	1,447	1,377	△70	△4.8%	徳島県	58	51	△7	△12.1%
東京都	4,074	3,981	△93	△2.3%	香川県	107	94	△13	△12.1%
神奈川県	1,593	1,517	△76	△4.8%	愛媛県	148	144	△4	△2.7%
新潟県	183	162	△21	△11.5%	高知県	49	62	13	26.5%
富山県	42	28	△14	△33.3%	福岡県	726	718	△8	△1.1%
石川県	85	70	△15	△17.6%	佐賀県	50	63	13	26.0%
福井県	78	81	3	3.8%	長崎県	167	131	△36	△21.6%
山梨県	107	118	11	10.3%	熊本県	148	145	△3	△2.0%
長野県	234	235	1	0.4%	大分県	126	130	4	3.2%
岐阜県	268	250	△18	△6.7%	宮崎県	104	112	8	7.7%
静岡県	523	595	72	13.8%	鹿児島県	120	124	4	3.3%
愛知県	1,768	1,832	64	3.6%	沖縄県	226	216	△10	△4.4%
三重県	195	267	72	36.9%	合 計	19,890	19,886	△4	△0.0%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和6年度の工場・事業場に対する苦情総数は4,723件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対する苦情は430件（全体の9.1%）であった。

また、建設作業に対する苦情総数8,166件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は1,879件（全体の23.0%）であった（表5）。

表5 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

発生源の種類 年 度		工場・事業場				建設作業			
		特定工場等 指定地域内	左記以外		計	特定建設作業 指定地域内	左記以外		計
			指定地域内	指定地域外			指定地域内	指定地域外	
令和5年度	件数	490	4,045	580	5,115	1,739	5,490	237	7,466
	割合	9.6%	79.1%	11.3%	100%	23.3%	73.5%	3.2%	100%
令和6年度	件数	430	3,937	356	4,723	1,879	6,091	196	8,166
	割合	9.1%	83.4%	7.5%	100%	23.0%	74.6%	2.4%	100%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

令和6年度に全国の地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は291件で、前年度（335件）から44件減少した（図5）。

発生源別にみると、工場・事業場が75件（全体の25.8%）で最も多く、次いで家庭生活上で44件（同15.1%）であった（表6）。

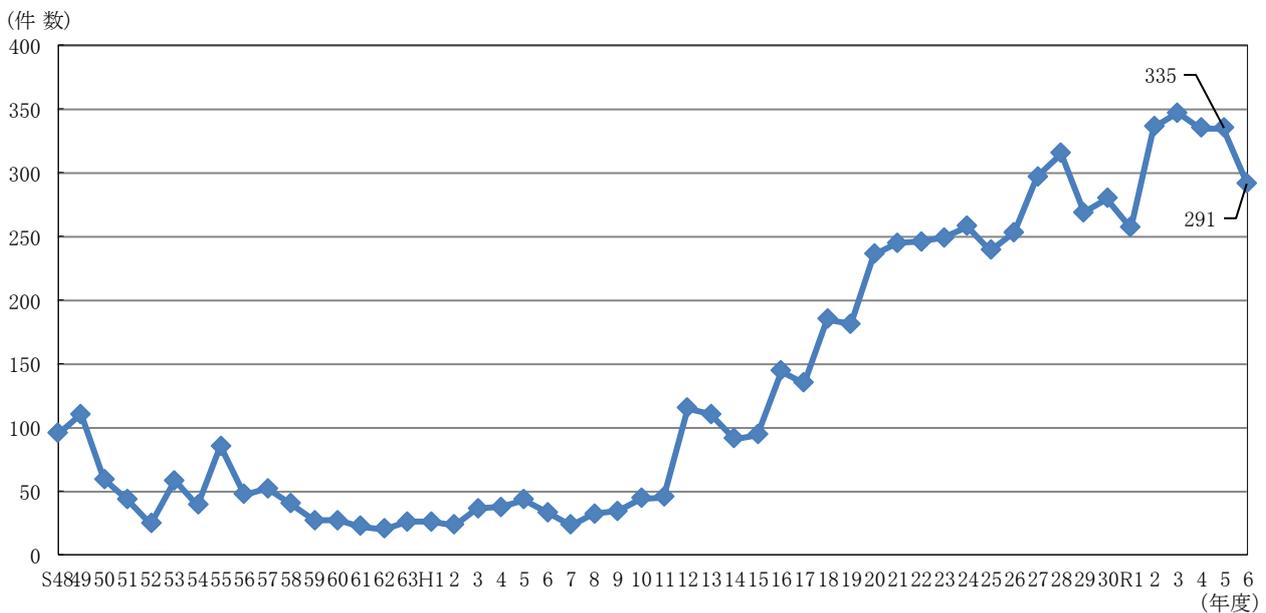


図5 低周波音に係る苦情件数の推移

表6 低周波音に係る苦情件数の内訳（10年間）

（件数）

年度 発生源	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
工場・事業場	72	63	64	70	73	93	97	91	88	75	25.8%
建設作業	9	16	8	12	5	3	14	15	13	37	12.7%
自動車	4	0	3	2	1	4	2	4	3	2	0.7%
航空機	1	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0.3%
鉄道	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0%
営業	12	17	14	16	11	10	13	13	13	8	2.7%
拡声機	0	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0.3%
家庭生活	72	81	64	55	70	83	65	71	70	44	15.1%
アイドリング・空ふかし	1	4	0	1	1	1	2	3	1	0	0%
再生可能エネルギー	-	-	-	-	4	7	3	4	6	0	0%
その他の他	126	132	116	123	91	131	151	131	140	123	42.3%
合計	297	315	269	280	257	336	347	335	335	291	100%

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、令和6年度末時点で1,330市区町村（前年度と同じ）であり、全国の市区町村数の76.4%（同）であった（表7）。

表7 騒音規制法地域指定の状況（令和6年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
騒音規制法指定地域	783	23	475	49	1,330
割合	98.9%	100%	63.9%	26.8%	76.4%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出件数

騒音規制法に基づき届出のあった特定工場等の総数は、令和6年度末時点で208,559件で、前年度（212,455件）に比べ3,896件（前年度比1.8%）減少していた。

また、特定施設の総数は1,573,615件で、前年度（1,570,619件）に比べ2,996件（前年度比0.2%）増加していた。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の46.5%と最も多く、次いで金属加工機械が19.9%であった（表8の①）。

特定施設総数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の49.2%と最も多く、次いで織機が19.1%、金属加工機械が17.4%の順となっていた（表8の②）。

表8 法に基づく届出件数(令和6年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	割合	特定施設	総数	割合
金属加工機械	41,447	19.9%	金属加工機械	273,166	17.4%
空気圧縮機等	97,081	46.5%	空気圧縮機等	773,741	49.2%
土石用破砕機等	5,108	2.4%	土石用破砕機等	27,188	1.7%
織機	18,960	9.1%	織機	300,335	19.1%
建設用資材製造機械	2,949	1.4%	建設用資材製造機械	4,735	0.3%
穀物用製粉機	543	0.3%	穀物用製粉機	3,374	0.2%
木材加工機械	17,081	8.2%	木材加工機械	54,148	3.4%
抄紙機	706	0.3%	抄紙機	2,362	0.2%
印刷機械	15,732	7.5%	印刷機械	60,517	3.8%
合成樹脂用射出成形機	8,011	3.8%	合成樹脂用射出成形機	67,598	4.3%
鋳造型機	941	0.5%	鋳造型機	6,451	0.4%
計	208,559	100%	計	1,573,615	100%

(3) 特定建設作業の届出件数

令和6年度の騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数は、93,938件で前年度(91,026件)に比べ2,912件(前年度比3.2%)増加していた。

その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が65,476件(全体の69.7%)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が14,691件(前年度比15.6%)であった(表9)。

表9 特定建設作業の届出件数(令和6年度)

特定建設作業の種類	届出件数	割合
くい打機等を使用する作業	4,039	4.3%
びょう打機を使用する作業	118	0.1%
さく岩機を使用する作業	65,476	69.7%
空気圧縮機を使用する作業	7,932	8.4%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	257	0.3%
バックホウを使用する作業	14,691	15.6%
トラクターショベルを使用する作業	512	0.5%
ブルドーザーを使用する作業	913	1.0%
計	93,938	100%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和6年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は430件（前年度490件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が208件（前年度239件）、報告の徴収が52件（同75件）、騒音の測定が95件（同96件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは40件（前年度43件）、改善勧告が0件（同0件）、改善命令が0件（同1件）であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が221件（前年度266件）行われていた（表10）。

表10 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
立入検査	239	208
報告の徴収	75	52
騒音の測定	96	95
（うち基準超過）	43	40
改善勧告	0	0
改善命令	1	0
行政指導	266	221
（参考）苦情件数	490	430

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和6年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は1,879件（前年度1,739件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,116件（前年度1,009件）、報告の徴収が243件（同260件）、騒音の測定が220件（同176件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは42件（前年度58件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,157件（前年度1,112件）行われていた（表11）。

表11 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
立入検査	1,009	1,116
報告の徴収	260	243
騒音の測定	176	220
（うち基準超過）	58	42
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,112	1,157
（参考）苦情件数	1,739	1,879

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 自動車騒音に対する措置等の状況

令和6年度の騒音規制法の指定地域内における自動車騒音の苦情の件数は326件（前年度368件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が22件（前年度29件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが2件（同6件）であった。

また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請が0件（前年度0件）、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が0件（同2件）であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が2件（前年度2件）、道路管理者に対する措置依頼が22件（同39件）であった（表12）。

表12 指定地域内の自動車騒音に係る措置等の状況

	令和5年度	令和6年度
騒音の測定	29	22
（うち要請限度超過）	6	2
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	2	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	2
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	39	22
（参考）苦情件数	368	326

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。